

# 東北地方太平洋沖地震に伴う石油関連の政府措置等

2011年4月1日  
石油連盟

## 【政府等において実施していただいた措置】

1. 基準備蓄義務量の引下げ（3/14：▲3日、3/21：▲22日）
2. ローリー等の緊急車両の許可証発行手続きの緩和
3. 塩釜港及び八戸港（3/25）の整備、アクセス道路の整備、電力供給の復旧（3/21）  
塩釜港にて5千トン船型の入港が可能な水深の早期確保
4. 緊急重要給油所の指定
5. 上記給油所へのローリー荷卸し時の警備  
（給油所・ローリーに対する暴力行為多数発生）
6. コスモ石油千葉製油所火災に伴うアスファルト海上漏れによる海洋汚染  
防止法上の清掃に係る船舶汚染の特例
7. 福島原発沖における船舶の航行について（沿岸20海里航行規制の緩和）
8. ローリー・トラックの排ガス規制の解除（首都圏）
9. 被災地の救援物資配送に関する業界での調整について独禁法上問題とな  
らないとする旨の通知（公正取引委員会）

## 【政府等にお願いしたいこと】

1. 石油のライフライン（被災した製油所・油槽所・SS等）の早期復旧のため  
の支援（予算・税制）
2. ガソリン税・石油石炭税・軽油引取税等の納期限の更なる延長、災害減免  
制度の適用・手続きの簡素化
3. 石油関連設備（製油所・油槽所等）の機能維持に向けた対応
4. 必要があれば発電用重油の硫黄分規制等の品質規制の一時的緩和
5. 緊急事態の終了後の基準備蓄量の引き上げは段階的に行うこと

以上